

資料提供

令和6年1月22日

課名：障害者支援課

担当：増廣

内線：3161

直通：082-513-3161

第5次広島県障害者プラン素案に係る県民意見の募集 (パブリックコメント) の実施について

1 要旨

広島県では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和6年度～11年度を計画期間とする次期「広島県障害者プラン」(以下「プラン」という。)の策定を進めており、この度、プラン素案をとりまとめたので、県民からの御意見を幅広く募集する。

2 募集する意見

第5次広島県障害者プラン素案に対する意見（プラン素案の概要は別添のとおり）

3 募集期間

令和6年1月22日（月）～令和6年2月22日（木）
(郵送の場合は、令和6年2月22日消印まで)

4 意見の提出方法

別紙「御意見記入用紙」を次のいずれかの方法で提出する。
なお、意見を正確に把握するため、電話での受付はしていない。

- (1) 電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp
※ 件名に「第5次広島県障害者プラン パブリックコメント」と記入してください。
- (2) 郵送 〒730-8511 広島市中区基町10-52
広島県健康福祉局障害者支援課 計画・県立施設グループ
- (3) FAX 082-223-3161

5 意見の取扱い

- (1) お寄せいただいた御意見は、プラン策定の参考にする。
- (2) 個人が識別される情報を除いた上で公表する場合がある。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わないが、県の考え方については、類似の意見をまとめた上で、上記(2)と併せて公表する。

6 資料の閲覧

- (1) 広島県ホームページ

本件に係る【県民意見募集（パブリックコメント）】のページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/shogaishaplan5-ikenbosyuukekka.html>

(2) 閲覧場所

閲覧場所	所在地	電話番号
行政情報コーナー (県庁南館 1階)	広島市中区基町 10-52	082-513-2380
健康福祉局障害者支援課 (県庁本館 5階)	広島市中区基町 10-52	082-513-3161
西部厚生環境事務所	厚生課	廿日市市桜尾二丁目 2-68
	広島支所 厚生課	広島市中区基町 10-52
	呉支所 厚生保健課	呉市西中央一丁目 3-25
西部東厚生環境事務所	厚生課	東広島市西条昭和町 13-10
東部厚生環境事務所	厚生課	尾道市古浜町 26-12
	福山支所 厚生課	福山市三吉町一丁目 1-1
北部厚生環境事務所	厚生課	三次市十日市東四丁目 6-1

※ 閲覧可能時間

土曜日、日曜日、祝日、年末年始等の閉庁日を除き、

- ・ 行政情報コーナー : 8:45～17:00
- ・ 他の機関 : 8:30～17:15 (12:00～13:00 を除く)

※ 時間や場所にとらわれない、ホームページからの閲覧が便利です。

7 問合先

広島県健康福祉局障害者支援課 計画・県立施設グループ 電話：082-513-3161

第5次広島県障害者プラン素案の概要

1 趣旨等

(1) 趣旨

本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第4次広島県障害者プラン」（平成31～令和5年度）が終期を迎えることから、次期計画（「第5次広島県障害者プラン」）を策定する。

(2) 計画期間

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）

※3年に1度の国の基本指針改定に伴い、3年目に見直しを実施する。

(3) 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第2項、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22第1項に基づき策定する法定計画であり、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」、「広島県地域福祉支援計画」等の関係計画との整合や調和を図る。

2 次期計画の概要

現行計画の振り返りや今後見込まれる社会情勢の変化を踏まえて、次期計画の目指す姿や施策体系、評価指標などを以下のとおりとする。

(1) 基本理念

すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく、安心して暮らせる共生社会の実現

(2) 目指す姿

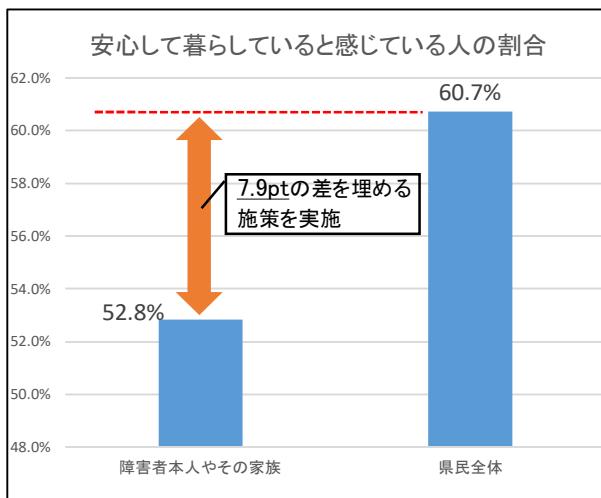
- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。
- ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
- ③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています
- ④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
- ⑤ 全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

(3) 総括目標

障害者施策を進める上で、障害者及びその家族が安心して暮らしていることが最も重要であることから、障害者及びその家族の安心感を測る指標を総括目標として設定する。

指標	現状 (令和5年)	目標 (令和11年)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値

《総括目標の考え方》



- 令和4年9月に県民を対象としたアンケートを実施したところ、本人や家族の障害に係る困りごとを抱えている人の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人は 65.4%であった。(安心して暮らしていると感じていると回答した人の県民全体の値は 68.0%。)
- この結果を踏まえ、障害者本人やその家族全体の安心感を調査するために、令和5年9月に再度アンケート調査を実施したところ、障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合は、52.8%であり、県民全体の回答（60.7%）と7.9 ポイントの差があったため、その差を埋める施策が必要となる。

令和5年9月に実施した「県民の安心感に関するアンケート調査」の結果を基に作成。

(全体 N:3,000、障害者本人・家族 n:354)

(4) 施策体系

目指す姿の実現に向けて、「I 障害への理解促進」及び「IV 地域生活の支援体制の構築」を重点施策として注力するとともに、以下の施策体系に基づいて取組を推進する。

施策区分	施策の方向	主な取組
I 障害への理解促進 重 点	1 障害に対する理解の促進 2 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子供の頃からの理解促進 バイアスの解消に向けた取組 障害者虐待の防止 権利擁護の推進
II 自立と社会参加の促進	1 教育 2 雇用・就労の促進 3 情報の保障の強化 4 スポーツ、文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 就学相談支援体制の確立 企業等の理解促進 情報アクセシビリティの向上 パラスポーツ、インクルーシブスポーツの推進 文化芸術活動・余暇活動の充実
III 保健、医療の充実	1 保健・医療提供体制の充実 2 療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な医療の提供 医療的ケア児支援体制の構築
IV 地域生活の支援体制の構築 重 点	1 福祉サービス等の提供 2 サービスの質の向上等 3 相談支援体制の構築 4 地域生活への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> 人材やサービスの質の確保 地域資源の効率的な活用
V 暮らしやすい社会づくり	1 福祉のまちづくりの総合的な推進 2 災害、感染症対策の強化 3 防犯、交通安全等の推進 4 NPO、ボランティアとの協働 5 福祉用具等の研究開発の推進と普及	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーの推進 災害対策の強化 新興感染症への備え

(5) 主な取組と成果指標

【I 障害への理解促進】

取組の方向1 子供の頃からの理解促進

取組の方向2 バイアスの解消に向けた取組

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の「障害者が困っているときに、手助けをしたことがある人」の割合は令和5年度時点で68.9%となっており、残りの31.1%の理解が進んでいない。 ○ 子供の頃から障害についての知識を習得することが有効であると考えられるが、若い世代(18~29歳)においては、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」人や「障害を理由とする差別や偏見があると思う」人の割合は全世代で最も高くなっているが、「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合は全体と同程度に留まっている。 (内閣府調査) <ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だと思う」人の割合(18~29歳) : 75%《全体: 64.8%》 ・「障害のある人が困っているときに手助けをしたことがある」人の割合(18~29歳) : 60.5%《全体: 61.9%》 												
課 題	<p>【(1) 子供の頃からの理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代においては、障害への理解は他世代と比較すると高いものの、手助け等の行動に移すことができていない。 (要因) <ul style="list-style-type: none"> ① 若い世代が障害特性などの知識を学ぶ機会が少ない。 ② 接触機会・コミュニケーションの場を提供できていない。 <p>【(2) バイアスの解消に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の障害への理解をより進めためには、潜在的な態度の変容を促す取組が必要となるが、現状やその影響を正確に把握することが難しい。 一方で、障害者及びその家族に対するインタビュー調査(令和5年10月実施)を実施したところ、見た目や行動に関する偏見を未だに感じることがあると回答した人もおり、県民の障害に係るバイアスが生じていることが想定される。 												
取 組	<p>【(1) 子供の頃からの理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校現場に向けた「あいサポート運動の出前講座」等の普及啓発を強化し、学校の授業等での活用促進を図る。 ○ 小・中学校等の生徒が、地域の障害者支援施設等への訪問や、社会で活躍する障害者(アスリート・芸術家等)との交流会の開催等を通じ、地域社会の中で障害のある人と助け合うことを学ぶ機会を創出する。 ○ 大人から子供への波及効果もあると見込まれることから、「あいサポート企業・団体」への登録を推進するとともに、地域や自己の企業・団体において「あいサポート運動」の推進役を担う「あいサポートメッセンジャー」の養成を図り、企業・団体内における普及啓発の取組を促進する。 <p>【(2) バイアスの解消に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に対し、障害に関するバイアスの調査を行い、バイアスの解消に向けた実効性のある具体的な取組を検討する。(※3年後の当計画の見直しの際に具体的な取組を反映する。) 新規 												
指 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">現状値 (時点)</th><th style="text-align: center;">目標値 (年度)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等に対する 出前講座の実施回数</td><td style="text-align: center;">7回 (R5. 3. 31)</td><td style="text-align: center;">49回 (R11 年度)</td></tr> <tr> <td>県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)</td><td style="text-align: center;">1,285人 (R5. 3. 31)</td><td style="text-align: center;">2,800人 (R11 年度)</td></tr> <tr> <td>あいサポート企業・団体数 (累計)</td><td style="text-align: center;">823企業・団体 (R5. 3. 31)</td><td style="text-align: center;">1,150企業・団体 (R11 年度)</td></tr> </tbody> </table>		現状値 (時点)	目標値 (年度)	学校等に対する 出前講座の実施回数	7回 (R5. 3. 31)	49回 (R11 年度)	県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)	1,285人 (R5. 3. 31)	2,800人 (R11 年度)	あいサポート企業・団体数 (累計)	823企業・団体 (R5. 3. 31)	1,150企業・団体 (R11 年度)
	現状値 (時点)	目標値 (年度)											
学校等に対する 出前講座の実施回数	7回 (R5. 3. 31)	49回 (R11 年度)											
県が実施するあいサポート運動 に係る研修の受講者数(累計)	1,285人 (R5. 3. 31)	2,800人 (R11 年度)											
あいサポート企業・団体数 (累計)	823企業・団体 (R5. 3. 31)	1,150企業・団体 (R11 年度)											

【IV 地域生活の支援体制の構築】

取組の方向 1 人材やサービスの質の確保

取組の方向 2 地域資源の効率的な活用

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者人口が増加し、生産年齢人口が減少することが予測される中、県内の障害者手帳保持者数も増加傾向にあるため、一層、介護人材等が不足することが見込まれる。 ○ 障害者及びその家族が高齢化している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の障害者の割合 (H24⇒R4) <ul style="list-style-type: none"> 療育手帳 : 8.8%⇒11.0%、身体障害者手帳 : 71.5%⇒75.3%、 精神障害者保健福祉手帳 : 19.2%⇒20.3% ○ 福祉施設入所者の地域移行が進んでいない。 (R3 地域移行率 : 県 0.64% (国 1.11%))
課 題	<p>【(1) 人材やサービスの質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材等の不足により、必要な支援が行き届かなくなるとともに、支援の質の確保が課題となる。 <p>(要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昨今、福祉・介護人材が不足するなかで、障害者支援の分野においても、人材の確保がより一層困難となっている。 ② 人材不足による一人当たりの業務負担の増加等により、障害福祉サービス等における人材やサービスの質の確保が行えていない。 <p>【(2) 地域資源の効率的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の親亡き後、障害者が地域から孤立する可能性がある。 <p>(要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 家族等がいなくなった場合に、必要な支援に繋ぐ体制が十分に整っていない。 ④ 障害に係る総合的な相談支援体制を十分に確保できていないことや、関係者情報共有・連携が行えていないことにより、当事者が必要な支援に繋がるための情報を得られていない。 ○ 福祉施設における重度や高齢の障害者については、その支援の難しさや地域での受け入れ体制が整っていないことにより、地域移行が進んでいない。 <p>(要因)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 支援が難しい障害者に対応するための人材の養成や、関係者情報共有・連携が不足している。
取 組	<p>【(1) 人材やサービスの質の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉・介護分野の人材確保等については、多様な人材確保に向けたマッチングや「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証制度の推進、外国人材の日本語学習支援、福祉サービス第三者評価の受審促進等に取り組む。〔高齢者プラン再掲〕 ○ 地域の障害福祉サービスを適切に提供するため、相談支援従事者や、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等を確保するため、受講希望者数に応じた研修実施体制を整備する。 ○ 強度行動障害支援者養成研修による人材育成に加え、事業所での適切な支援や、指導助言ができる中核的な人材を養成する。 ○ 障害福祉サービス事業所における I C T ・ ロボット等の導入について、先進導入事例の紹介や補助金の活用促進を行い、現場の業務の効率化及び負担軽減を図る。 <p>【(2) 地域資源の効率的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能である共生型サービスについて、会議や市町指導等を通じて、市町職員への制度説明を行うとともに、介護人材確保部局と連携し、集団指導等において、事業者に同サービスの内容の説明を行い、参入促進を図る。 ○ 基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点等（システム）の整備に向けて、市町の取組状況や課題等を把握するとともに、アドバイザーの派遣等により市町の取組を支援する。 併せて、基幹相談支援センター等による専門的な助言・指導及び人材育成や、地域において指導的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を通じ、地域の相談支援体制を強化する。

	○ 県・市町の自立支援協議会の連携強化や、障害保健福祉圏域連絡会議の活用等により、支援が難しい障害者の支援方法や相談支援体制の整備等、各市町が抱える課題を吸い上げるとともに優良事例の展開等を実施し、障害者やその家族の孤立の防止、地域で安心して暮らせる環境の整備等の取組を進める。 <u>拡充</u>	
指 標		現状値（時点）
	基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置数	17人 (R4年度)
	基幹相談支援センター設置市町数	7市町 (R4年度)
	地域生活支援拠点等の整備市町数〔箇所数〕	18市町 〔39箇所〕 (R4年度)
		目標値（年度）
		40人 (R8年度)
		23市町 (R8年度)
		23市町 〔50箇所〕 (R8年度)

※) 目標値がR8年度時点のものについては、3年に1度の国的基本指針改定に伴い見直し予定。